

2012年5月17日
みずほコーポレート銀行

みずほコーポレート銀行台北支店OBUにおける人民元業務再度拡大

行政院金融監督管理委員会と中央銀行による人民元業務の開放に基づき、当行のOBUは台湾当局に申請を提出し、2011年9月26日に許可を取得、また2011年9月29日に正式に業務を開始しました。今回、取扱業務を拡大し、従来の取扱業務項目である人民元普通預金(付利あり)、スポット為替、人民元の送金業務(仕向、被仕向)、一年以内までの為替予約に加えて、定期預金(付利あり)、貸出、三年以内までの為替予約、LC(発行、取立、買取)、保証、トレードファイナンス等資金取引となります。

また、人民元業務を取扱の際、中国大陸に関係しない取引である場合、通常OBU関連規定に基づき取扱をします。中国大陸に関係した取引である場合、OBU関連規定の他、中国大陸現地の法令にも従う必要があります。なお、人民元業務を取扱する際、初めてOBU人民元のお取引をされるお客様には必ず注意すべき点とリスクに関する「辦理人民幣業務風險預告書」を記入していただく必要があります。

以上